



資料8

令和4年度 災害医療対策会議 報告事項 力
DMATインストラクターの養成に係る支援について

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 災害医療グループ

令和5年3月6日

1. DMATインストラクターの養成に係る支援について

1 経緯

DMATインストラクター資格取得のための研修参加に係る費用がすべて研修参加者や病院負担になっている現状を改善するために補助制度を新設することとした

2 目的

新たなDMATインストラクターを安定的に確保するために、**DMATタスク**がインストラクターの認定に必要な研修に参加した際の費用に対して補助

3 DMATインストラクター養成補助金の概要

項目	内容	備考
補助対象研修	国のDMAT事務局が実施する研修 ① DMAT隊員養成研修（東日本・西日本） ② 統括DMAT（技能維持）研修	
補助対象経費	研修に DMATタスク が参加する際の経費（カッコ内は上限額） ① 旅費 （東日本研修 3千円、西日本研修 36千円、統括研修88千円） ② 宿泊費 （13千円） ③ 代員人件費 （医師 60千円/人/日、医師以外 22千円/人/日）	上限額の範囲内で補助
補助率	10/10（全額県予算で補助）	
令和5年度予算額	2,512千円	

1. DMATインストラクターの養成に係る支援について

4 今後の手続き

担当者への説明を別途予定

5 参考:他の都道府県における類似事業の実施状況（R4.4.1時点）

都道府県名	補助対象経費（補助率）	R 4 予算額
埼玉県	旅費、宿泊費、教材費、代員人件費（全て10/10）	5,030千円
長野県	旅費、宿泊費（1/2）	600千円
鳥取県	旅費、宿泊費（2/3）	1,020千円
徳島県	旅費、宿泊費（10/10）	770千円
高知県	旅費、宿泊費（10/10）	209千円
愛媛県	旅費、宿泊費（10/10）	1,600千円
東京都、千葉県	補助なし	

説明は以上です。